

令和6年（行ウ）第452号弁護士会鼎立解消手続等請求事件
原告 神山美智子他6名
被告 東京弁護士会他3名

準備書面（3）

令和7年9月18日

東京地方裁判所 民事2部 御中

原告兼原告ら代理人

弁 護 士 齋 藤 誠

弁 護 士 道 本 幸 伸

目 次

第1	被告一弁準備書面2に対する反論	1頁
第2	被告二弁の準備書面（2）に対する反論	7頁
第3	被告東弁の準備書面（1）に対する反論	7頁
第4	被告日弁連の準備書面に対する再反論	8頁
第5	附則89条1項2項の憲法・国際条約違反のまとめ	9頁
第6	原告らの損害	12頁
第7	請求のまとめと積極侵害計算表	14頁

第1 被告一弁の準備書面2（以下単に「同書面」という）に対する反論

1 「會記」思想を強要する反人権組織

（1）會記は反人権思想

被告一弁は、「會記」の意味を否認するとする（同書面第1の2項）。しかし、會記は「我同志の属したる弁護士会は会員実に二千余の多きに達し、従て思想感情を異にするもの族生し」とあり、思想感情を異にすることを否定する。また「剛健中正の道義的精神は漸次衰頹し」「道義的精神により結合する」として会員の言動を道義によって統制する。さらに「会員は徳性を錬磨し謙讓抑損と和衷協同とをもって事に従う」として、「徳性」を会員すべてに要求する。続けて「己を省みずして人を責め義務を等閑にして権利を妄張し名利之事とし相互の融合を毀傷せんとするが如きもの」として他会会員の人格を卑下する。そのうえで「是の如きは独り本会併存の精神を発揮するのみならず又もって一般団体の模範たるに足らん」として組織の分断を宣言する。すなわち「會記」は、全ての会員に対し、道義的精神、徳性、謙讓や協同という人格を要求する。また会員全員に道義的精神を求め、個々の会員の自主性を認めようとしないので「全体主義的」思想である。さらに、他者の人格を卑下して組織を分けるという「優越的・差別的」思想である。これは現憲法の人権

尊重思想とは正反対の反人権思想である。

ちなみに戦前の教育勅語（甲44）は「徳は深く厚い」「行動は慎み」「公のために奉仕」「国民がともに守らねばならない」して全体主義的な徳の思想を展開し「これこそ我が国の優れたところ」として他国を引き合いに出して優越性を強調している。教育勅語と會記は、戦前の全体主義的思想として共通性が顕著に認められる。

（2）會記は基本原理たる会則

被告一弁は「會記は会則よりも上位規範」「會記が会則を超える規範」との原告の主張（第2段落第1文）を否認し、上位規範ではないと反論する（同準備書面第1の2(2)）。

しかし、會記は被告一弁の会則集に登載され、しかもその冒頭に掲載されている（甲19-1/甲37-1,2）。従って、會記は被告一弁の会則であり、かつその他の会則・規則の「前文」と位置づけられている。日本国憲法の「前文」は「憲法制定の由来、目的および憲法の基本原理、理想」を示し「憲法典の一部を構成」し、「法規範性を有する」ものであり、「それに抵触する下位規範の効力は理論上排除される」（甲38-1,2）。同様に「會記」も、被告一弁の「由来、目的およびその基本原理、理想」を示し、会則・諸規則を統率する理念であり他の会則や規則の運用及び解釈指針となる。従って、會記は被告一弁の会員に対し自らが所属する組織の基本原理として、日頃の言動はもちろんのこと、会則・規則を解釈し運用するに際しても重要な指標となる会則である（甲37-3）。原告らはかような趣旨で「會記が会則よりも上位の規範」と主張したが、正確には「會記は会則や諸規則の運用や解釈を統率する会則」と改める。

（3）會記による分断秩序

また被告一弁は「會記によって作られた分裂秩序が会の秩序そのもの」（同第5文）との主張を否認している。

しかし會記は、人格に問題ある会員とは同席できないと宣言する。被告一弁の会誌でも、被告一弁の分裂が「単なる（会長の）椅子争い」でないことを明らかにするために「會記」が記されたとある（甲7-2p103～）。會記は、分裂の理由が会長選挙の敗北にあるのではなく、被告東弁会員の人格にあったと説明する。このことは被告一弁の100周年会誌でも「膨張勢力（被告東弁の会長選挙に勝利した側）が、（被告東弁と日本弁護士協会を）”乗っ取った”事態が・・・創立の原動力」と説明したり、「100年にわたり独立を保ってきた意志の源は・・・”會記”にあり・・・そこに掲げられている道義的精神は、結合の拠り所」と記述されている（甲19-3）。従って、會記は人格の優劣によって組織は分けなければならないとする思想である。それを基本原理とする被告一弁にとって、分裂こそが会の秩序となっている。

（4）分断秩序を懲戒権により制度化

被告一弁は、分断秩序が懲戒を背景に制度化されているとの原告の主張（(2)第5

文乃至第7文)を否認乃至争うとする。

しかし被告一弁では、會記が定める分断は、守らねばならない法的秩序と構築され、それを組織として継承されるように新入会員に宣誓させている。会員が所属会の秩序や信用を乱すことは懲戒事由とされている（法56条）から、分断を否定することは、被告一弁の秩序を否定することであり、それは懲戒事由に該当する。被告一弁会員が分断を批判することは懲戒にもなりかねない非常に危険な行動である。こうして会員の口を封じることによって100年の分裂を維持することに成功したのである。被告一弁の100周年記念式典は分断100年を祝う行事である。

（5）会員相互の親睦の強制

被告一弁は会員相互の親睦維持についてを否認する（（2）の第2段落の第2文）。

しかし、会則3条の被告一弁の設立趣旨には「会員相互の親睦を維持することを目的とする」と明記されている（甲19-1p18）。会員相互の親睦は、被告一弁が設立した理由であり活動の目標であるから、それは被告一弁の基本的な秩序である。會記を条文に具体化したものであるが、会員相互の親睦は、すべての一弁会員に必要不可欠な人格として求められる。会員相互の親睦を乱す会員は、被告一弁の秩序を乱す非人格者とされる。

（6）會記の宣誓

被告一弁は、「宣誓」に関する原告の主張を否認する（同準備書面第1の2(2)）。

しかし、被告一弁の「宣誓式」では、当初（昭和8年）、会長が新入会員に対して”告示”する形式であった。その告示文（甲19-2）は、「(自分たちは)正義ニ則リ綱紀ヲ張り学徳兼ネ備へ忠信併セ守リ以テ天下ノ模範タルコトヲ理想トスル弁護士ノ団体」であるが「曾テ原弁護士会ニ於イテ一部客氣ノ会員團結ノ力ヲ恃ミ陋劣ノ策ヲ弄ビ役員ノ地位ヲ独占」したと説明する。そこでいう「原弁護士会」は被告東弁、「一部客氣の会員」とは被告東弁会員である。その結果被告東弁は「腐敗墮落の微ヲ呈シ」、他方被告一弁は「原体ヨリ分離シ本会設立ヲ得」と説明する。

昭和32年から会長が「會記」の趣旨要領を説明し、その趣旨を要約した宣誓文を新入会員に朗読させて署名させ、会長の祝辞と新入会員の答礼で締めくくるという式次第になっている（甲36-1,2）。宣誓文には「本会創立の精神を尊重する」「会員相互の協調融和に務める」「役員は人格見識ある者が衆望を担って選任される伝統を尊重」と記されている。告示文から宣誓文に変わったものの、東弁会員の人格問題が創立の精神とする「會記」を新入会員に誓わせる儀式に変わりはない。現在でもこの宣誓式は続いている（甲36-3～5）。

（7）會記を強要する非人権組織

被告一弁は、被告一弁の「設立経緯のみをもって」をもって「非人権組織だとする」と反論する（第2の2項(1)）。また

しかし被告一弁は設立経過（「内紛」）だけでなく、その創立の精神（「會記」）も

非人権思想であり、その非人権活動も組織的に行なわれている。

被告一弁は会則によって會記思想を強制し、すべての新入会員に會記の遵守を誓わせる宣誓式を強要し、「會記」を理事者室に掲額し、ホームページにも掲載し、「会員の日常活動の規範として、・・新入会員の宣誓式として今日でも連綿として継承」

(甲8-2)させ、各周年行事でも會記の精神を強調し、その記念会誌(甲19-2:50周年/甲19-3:100周年)でもくりかえし創立の精神として引き合いに出す。かような会の活動は会員に対する特定思想(「會記」)の強制(甲43p334)であるから、思想良心の自由や人格権を侵害する(憲法19条・同13条)。

被告一弁の會記は、分断の理由を説明し、それを宣言したものであるから、被告一弁会員に対し弁護士会の分断を強制する。被告一弁が頑なに併存を維持する以上、被告東弁や同二弁もそれに引きずり込まれる。結果として被告東弁、同二弁会員らも分裂を押し付けられる。これは特定思想に結びついた組織の強制(甲43p335)として人権侵害行為である。

さらに會記思想による鼎立によって、被告三会会員たちは多くの不利益処遇を受ける。特定思想に基づく懲戒権の恣意的運用、正規の代表者不在やガバナンス崩壊、組織の重複や混乱により不必要な会費負担などである。税理士会政治献金事件では、特定の政治団体への寄付のための特別会費の徴収が違法と認定された(甲41p338,160)。同様に原告らは特定思想のために特別な経費分を徴収されているが、これは會記思想による不利益処遇(甲43: p 332)として許されない。

被告一弁は、人格優劣思想に基づく非人権活動を組織として行い、その結果三会会員の人権を侵害している。この侵害活動は、被告一弁が付与された懲戒権や自治権を利用して、組織的かつ継続的に行なわれている。今後もその侵害行為を継続すると宣言しており(甲19-4p500)、被告一弁は、その組織一丸となって人権侵害活動に取り組んでいる。従って、被告一弁は、その成り立ちから現在そして将来に亘り、會記という非人権思想を組織的に展開する非人権組織である。

(8) 不合理な差別

被告一弁は、不合理な差別に関し、「そもそも被告一弁が他会の運営や他会会員の処遇等について関与することはおよそ考えられない」と反論する(第2の3項(1))。しかし被告一弁の會記には、被告東弁会員のことを「己を省みずして・・」として、他会会員の人格に関与している。そのうえで人格に問題ある会員を擁する組織とは一緒にできないと宣言し、直接的に被告東弁の運営に関与している。

被告一弁は「信条」(會記)によって被告一弁と被告東弁を差別し、その結果、被告東弁や被告二弁とその会員をも分裂体制に引き込んでいる。被告一弁が頑なに分裂を堅持すれば、合併はできない。被告一弁の分裂行動は、被告東弁、同二弁の各会員をも分裂組織に閉じ込めることを意味するから、それら会員の人権侵害の原因となっている。東京以外の会員にとっても、人権秩序を乱し現行法制度の信頼を損

なうという損害を与えている。

被告一弁は「世系」による差別を否定している。しかし、被告一弁は自分たちは人格高潔だが東弁会員は人格が卑しいと蔑視したうえ、組織は別々でなければならぬとする思想を根幹として「その（差別的）精神を先進から後進へ古参会員から新入会員へと申し送る」として世襲を続ける。その思想を会則としたり、新入会員すべてに宣誓させたりすることによって人格優越思想を維持している。これは部落差別と同様な弁護士部落というべき「世系」による差別に他ならない。

2 弁護士会会長と憲法15条の公務員を選定する権利侵害について

被告一弁は、弁護士会会長は、そもそも罰則の適用上の公務員でしかないから憲法15条の保障は及ばないと反論する（第1の4項(1)p3）。

しかし、憲法15条1項2項の「公務員」は、「広く解され、国または公共団体の公務に参与することを職務とする者の総称である」「かつての三公社の職員や日本銀行の職員など準公務員も含まれる」（甲39-1）「立法部・行政部・司法部の事務を担当する者のすべてを含む」（甲39-2）とされている。従って司法機関の一員としての弁護士会の会長も憲法15条1項の「公務員」に該当する。だからこそ、「法令により公務に従事する公務員」として刑法上の保護が与えられている。

従って、弁護士会会長は、公務員としてその選定や罷免につき、国民主権の理念が必要であるし、選出された会長は、全体の奉仕者であって一部の奉仕者であってはならない。東京都以外の弁護士会会長は、その地域において弁護士業務を担当するすべての会員から選出され、その地域の住民や会員全員の奉仕者として代表を務める。ところが、被告三会の各会長は、東京都の中の特定思想による集団（「會記」「魁」その他）から選出され、その集団のために奉仕している。被告三会の会長は、被告三会の会員全員の代表者たりえないから、正規の代表者の不在として代表者の選出権利を侵害されている（憲法15条1項2項、市民的及び政治的権利に関する国際条約25条）。

3 選挙による解決が可能との反論について

（1）被告一弁は、原告ら会員が、合併又は解散について提案することができるし、役員の選出はすべて選挙によるから立候補して当選すればよいと反論する（第2の2項(2)）。しかし、原告らの請求は、弁護士法違反と憲法・条約違反である。選挙で解決できるという反論は抗弁にはならない。また選挙による解決が困難とはいえないという反論であれば、それが極めて困難であることは明らかである。

かつて原告ら（の一部）は被告一弁において合併を提唱して役員選挙を行った。しかしそれは被告一弁の基本秩序を否定しその信用を攻撃することであるから、被告一弁においては内乱や革命行為に等しい。合併賛同の意志を表示することは、被告一弁からの組織的な反撃が想定される。被告一弁の秩序を損なう危険人物としてマークされる。懲戒だけでない各種の不利益を蒙る恐れがある。内部告発と同様に

危険な行為なのである。全体主義的で優越的思想にとりつかれた多数派を否定して、選挙権を行使することは、会員だれもが尻込みする。多くの会員は、会費さえ払っておいて、合併論には関与しないで、投票は知り合いの会派会員から言われるとおりにしておこうという態度となる。被告一弁が會記を会則とし宣誓させるのは、懲戒権を背景に、会員の投票行動をも統制するためであり、それは十分効果を発揮している。

(2) 最高裁は、前記の通り、税理士会において可決された政治団体への寄付決議は、強制加入団体として公的性格を有することから会員の思想・信条の自由から無効と判示している（甲5-1）。その際、最高裁は寄付決議を覆すため会員が改めて多数派を形成することによる解決可能性まで必要とはしていない。弁護士会は税理士会よりも公的性格を付与された団体であるから、選挙による解決可能性が抗弁とはならないのはより明白である。

(3) また被告一弁は、世界人権宣言18条や市民的政治的権利に関する国際条約18条が、弁護士会と会員との関係においてその適用について論拠が明らかでないとは批判する。しかし、弁護士会は弁護士法によって司法機関の一員とされているから、強制加入の会員との関係は、国家と国民との関係に近い関係にある。従って憲法はもちろんのこと、国際条約が直接的に適用される。

4 侮辱的記載

(1) 被告一弁は、被告一弁を「反人権」「人権侵害組織」と評価するのは、侮辱的記載であると反論する（同第2の5 p9~10）。しかし、前述のとおり、被告一弁は人権侵害組織との評価は正しい評価である。

逆に、被告一弁は、被告東弁会員の人格を侮辱する「會記」を会則に定め、新入会員に宣誓させ、出版した会史にも公にし、理事者室に掲額し、ホームページにも公表している。分裂から100年経過した今日でも、被告一弁は、被告東弁会員の人格を卑下することを公けにしている。かような被告一弁の言動は、被告東弁会員の人格権（名誉）を侵害する侮辱に該当する。

(2) また被告一弁は人権侵害組織と評されることは「到底容認できない」「この点は申し添える」としている。しかし「會記」の内容が人格差別になっているとの原告らの主張に対し、被告一弁はなんら具体的な反論をしていない。被告一弁は會記の解釈について明らかにすべきである。それをしないで「容認できない」「申し添える」などと恫喝して威圧的に原告らの口を封じようとしている。それこそ言論弾圧行動である。また被告一弁はその100年の歴史において人権擁護や社会正義の諸活動が無視していると反論する。しかしいくら人権擁護活動を展開していると弁明しても、自身の組織の在り方そのものを間違えている以上、その人権活動は評価されない。独裁国家が慈善事業をしてもそれは独裁をカモフラージュしているのと同様である。人格差別を会則とする非人権組織が行う人権擁護活動は信用されない。

いくら多くの人権擁護活動をしたとしても自らの人権侵害を正さない以上、人権侵害組織という非難を免れることはできない。

また被告一弁は「執行部に対する批判を行うことによって懲戒手続に付されるなどというのは杞憂に過ぎない」と説明する（同項第二段落）。しかし同時に「（人権侵害組織と評価するのは）侮辱的記載・・到底容認できないため、申し添える」とする。「杞憂である」としながら「到底容認できない」として懲戒権を示唆している。

5 法43条の9の準用について

被告一弁は89条3項が43条の9を準用すると明記しているが、その対象に合併は含まれないと反論する（同第3）。しかし、89条3項は、合併と解散とを区別することなく準用を定めているから、合併だけを除外すると解釈することはできない。もっとも、被告四会、特に被告日弁連が鼎立を適法としてそれを放置する姿勢を明確に示している以上、司法による救済が不可欠であることに変わりはない。

第2 被告二弁の準備書面(2)に対する反論

- 1 被告二弁は「そもそも被告一弁が『人格差別思想』に基づいて設立されたという原告の主張自体合理的な根拠を欠く」と主張する（同準備書面(2)の第1の2(2)）。しかし、被告二弁自身もその40周年会誌において「一方が他方を卑しめ低級視して別の会に団結したからといって日本全体の弁護士がよくなるとはいえない」と説明している（甲7-3p2）。「一方」というのは被告一弁であり、「他方」とは被告東弁である。「卑しめ低級視して別の会に団結」というのは、まさに會記の思想のことである。東弁会員の人格を卑しめ低級視して一弁を創設したことは、被告二弁自身が歴史上の事実として明記している。
- 2 また被告二弁は「司法機関としての公の規律が正常に機能していない。その混乱した組織の一員と強制されることは思想良心の自由に違反する」との原告の主張を否認する（同第1の2(3)）。しかし会員は弁護士会に加入を義務づけられている。そのかわり、その弁護士会は、司法機関としての規律に従った組織でなければならない。いやしくも特定の思想信条を強制したり、分断による混乱組織であってはならない。被告二弁は、人格優劣思想によって形成された鼎立を追認し、強制加入の会員たちをその組織体に閉じ込めることによって、会員の思想・良心の自由を侵害している。
- 3 公務員を選定する権利については、前記第1の7項のとおりである。また同第2の合併が裁判所の監督に服するものではないことについては、前記第1の12項のとおりである。

第3 被告東弁の準備書面(1)に対する反論

- 1 弁護士法第43条の9及び10の規定に関する反論は、前記第1の12項の通りである。

2 同第同第2の2項において、被告東弁は、「弁護士法89条第1項及び第2項の法令それ自体がいかなる理由で憲法及び条約に反するのか明らかにしていない」と主張する。しかし、89条が被告三会の併存を許容するのであれば、その併存は憲法や国際人権規約によって保障された会員の人権侵害を認めることになる。従って、附則89条は違憲無効である。この点は後述の第5でまとめて記載した。

被告東弁は、かつては人格を卑下されることに対して道理に合わないとは反論し、鼎立解消のための活動を展開していた。しかし、現在では分裂による会員の人権侵害を否定し、統合義務さえも否定する。逆に分裂そのものを肯定して原告ら会員の人権被害の加害者側に立つことを明言している。

第4 被告日弁連の準備書面2に対する反論

1 被告日弁連は、思想良心の自由侵害について、「弁護士は被告三会に所属しているか否かを問わず、自ら言論活動をして自身の主張を明らかにできる」と反論する（同p5）。しかし原告らは、所属会に対する言論の自由を問題にしている。所属会を人権侵害と批判することは所属会の秩序や信用を害する行為として不利益取り扱いを受ける危険がある。このため所属会自身を非難する言論活動が制約されている。

2 かような人権被害から会員を救済するために、被告日弁連に単位会（被告三会）に対する監督権が付与されている（法45条2項）。弁護士を監督するのは単位会であるが、その単位会をさらに監督するのが被告日弁連である。被告日弁連の単位会に対する監督権は、弁護士自治制度の根幹である（甲41p403）。このため、被告日弁連には一般的な単位会に対する監督権のほか、単位会が定める会則の承認権が与えられている（法33条）。

従って、被告一弁が「會記」を会則と定めた際に（昭和57年から同61年の間/甲42-1には會記が掲載されていないが甲42-2から掲載されている）、被告一弁は被告日弁連に承認申請をしていたはずである。被告日弁連は請求を受けて「會記」の会則化を承認したと推測される。また昭和32年の宣誓制度の改正は、会則第17条3項の「所定の宣誓」の具体的内容を変更するのであるから、「入会及び退会に関する規定」（33条2項三号）の「変更」（同条3項）として被告日弁連の承認が必要である。従って、被告日弁連は被告一弁の宣誓式変更請求に承認を与えたと考えられる。すなわち會記思想を会員に強制する主要な行為はいずれも被告日弁連が承認しているのである。被告日弁連は、被告一弁の人権侵害行為を看過したというよりも、侵害行為に積極的に加担している。

3 また被告日弁連は「そもそも弁護士会への加入や弁護士会における活動について、何ら「人種、信条、性別、社会的身分又は門地」による差別はないと一言で切り捨てている（p5）。しかし、被告三会会員だけが、人格優劣による鼎立の不利益を被っている。その不利益は「會記」という「信条」もしくは「社会的身分」に起因する。

4 公務員を選定する権利については前記第1の7の通りである。また合併が裁判所の監督に服するものではないことについては、前記第1の12項のとおりである。

被告日弁連は、ほとんど具体的な理由を示すことなく、原告らの人権侵害主張を否定している。基本的人権擁護を使命とし弁護士自治の要である被告日弁連が、その会員たる弁護士の人権被害に加担し、被害救済を求める申立（甲27）や本訴の請求にもかかわらず、人権被害を無視し続けている。被告三会の鼎立問題に関する限り、弁護士自治は事実上崩壊しているから、原告らの人権侵害は司法救済しか方法がない。

第5 附則89条の違憲性についてまとめ

1 附則89条1項2項（以下単に「附則89条」という）は、被告三会の併存を『自治権の習熟とその権限による統合に必要な裁量期間内』との期限つきで認容する経過規定である。現行法制定からすでに75年が経過しており、経過規定としての許容限度を超えてその認容は失効している。しかし、同89条が被告三会の併存を永続的に容認する例外規定ならば、憲法・国際条約によって保障された会員の基本的人権を侵害するから、違憲、条約違反として無効である。その結果、被告三会の鼎立は法32条に違反することとなる。

2 附則89条が違憲無効であること

（1）東京の弁護士会は、当初、被告東京弁護士会が単一で存在していたところ、大正12年の会長選挙に敗れた長老派が、併存を可能とする法改正により被告東弁から分離して被告一弁を設立した。その際被告一弁は被告東弁会員の人格問題が分裂の理由と宣言していた（「會記」）。そして大正15年には分裂を憂慮し将来の統合を目指すとして被告二弁が再分裂し、東京の弁護士会の鼎立が始まることとなった。

（2）新憲法とその人権理念を反映させるために弁護士法も新たにすることとなり、弁護士会は基本的人権を擁護する弁護活動を支える独立した司法機関に改組され、地方裁判所管轄区域毎に設立しその例外は認めないとされた（法32条）。

（3）そのため被告三会の統合が必要とされたが、被告一弁があくまで統合に反対したために、法案の成立が危ぶまれることとなった。やむなく便宜的な妥協策として、附則に89条を追加して被告三会の鼎立を認めることで法案成立にこぎつけた（甲8/福原忠男）。

（4）しかし附則89条の追加により旧憲法の旧法下の組織がそのまま新憲法の現行法下の司法機関として公認されることとなった。人格優劣思想によって併存する私的組織がそのまま新憲法下の公的組織とされ、自治権や懲戒権までも付与された。それは公的組織には許されない人格優劣や、公的組織と矛盾する分裂状態の組織体を、公的資格を有する組織として誕生させたことになる。この不可解な組織体は、被告三会自身によりすみやかに解消されることが期待されていたが（甲8/福原忠男）、その期待は裏切られ、今日まで永続化している。

(5) 会員の人権を侵害

東京で弁護士業務を営む弁護士は、被告三会のいずれかの会員にならねばならない。すなわち被告三会という鼎立組織体への強制加入が義務付けられる。被告一弁に入会すれば「會記」思想を強制される。被告東弁、同二弁に入会しても「會記」思想によって構築された分断秩序を強制される。会員は現憲法秩序による弁護士活動を保障されているはずなのに、旧憲法の全体主義的で差別的な組織の一員に組み込まれる。その結果、原告ら会員は、思想良心の自由、人格権を各侵害され（憲法13,19条/世界人権宣言18条市民的政治的権利に関する国際条約18条）、「信条」又は「社会的身分」（憲法14条）、「世系」（あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約1条）による各差別を受けている。またその混乱秩序（代表者不在、無駄な会費負担、懲戒権の恣意的運用、ガバナンス崩壊など）の構成員とされることによる人権侵害（憲法13条/人格権）も蒙っている。

(6) 憲法とその理念による現行法秩序に違反

ア 現行法は、現憲法の人権思想を実現するために制定された。弁護士会の設立は例外なく地方裁判所管轄区域ごとの設立とする本則32条は、憲法が要請する新しい司法を支える弁護士制度を具体化したものである。司法の独立、違憲立法審査権、基本的人権の擁護など憲法理念を実現するため、裁判の対審構造（憲法82条1項）の一角を担当する弁護士（憲法34,37条「弁護人」と明記）が独立して弁護活動を遂行することが必要である。そのために弁護士会は一切の例外なく地方裁判所管轄ごとと定め、自治権や懲戒権を付与されることとなった。

弁護士会の設立は例外なく地方裁判所管轄区域ごととされたにもかかわらず、そのまた例外として被告三会を永続的に認めることは論理的に矛盾する。本則と附則との整合性を失っている。また被告三会は、人格優劣思想によって構築されている。そのような差別組織の存続を認めるのは、現憲法の人権秩序に反する。さらにひとつの法域（甲3の2ページ2段目）に鼎立することは、公的機関の規律にも反している。しかも反人権で無秩序の組織体に自治権・懲戒権まで付与することは、人権侵害を深刻化させ、秩序の混乱に拍車をかけることでしかない。

旧憲法の負の遺産を清算し、現憲法の理念を実現するために現行法は制定されている。にもかかわらずその附則によって現憲法の人権秩序を崩壊させることは許されない。

イ 憲法は、その統治機構の原則として、公務員の選定罷免権や全体の奉仕者としての規律を定め（憲法15条1項2項）、すべての公務員に憲法の尊重・擁護義務を課している（同99条）。弁護士会は司法の対審構造の一角を担当する弁護士のための司法機関であるから、その会長も「公務員」に含まれる。にもかかわらず、被告三会の会長は、分断された各組織の代表でしかない。比喩的に言えば、被告一弁会長は、特定思想の会員から選出された代表者であり、被告二弁会長も魁（さ

きがけ/甲20-7) 思想の代表者であり、被告東弁はその他の会員の代表者である。任意の一部集団から選出され、その集団のための代表者であるから、公務員としての資格はない。全国の弁護士会のなかで東京三会の会長たちだけは、憲法が求める公務員の資格を有していない。日本の司法機関のそれも首都東京という中心地域において、公務員としての資質を有さない会長が、公務員と称して活動することは、憲法秩序が許すところではない。被告三会を無限定に容認した附則 8 9 条が、憲法の統治秩序を混乱に陥れている。

(7) 国際人権秩序に違反

ア 被告三会の鼎立は、世界人権宣言18条や市民的政治的権利に関する国際条約18条が保障する思想良心の自由に反して、会員に人格分断思想を強要しその不利益を一方的に押し付けている。また市民的政治的権利に関する国際条約25条が定める「直接に又は自由に選んだ代表者を通じて政治に参加する」権利を侵害している。さらに「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約1条が定める差別禁止（「世系」）に違反して、人格差別集団を組織化してその継承を図っている。

イ また「ビジネスと人権に関する指導原則」（2011年/国連人権理事会）や「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（2015年/国連総会）は、「人権、人の尊厳、法の支配、正義、平等及び差別のないこと」を目指し（甲22-5p4）、そのために政府と公共団体は、その他の団体と密接に取り組む」と宣言されている（同p12）。これを受けて政府も行動計画を策定し、人権侵害に対する救済アクセスを充実させている（甲22-6）。人権擁護を使命とする被告四会は、率先して人権尊重や、人権侵害に加担しない取り組み、救済のメカニズムなどに模範を示さねばならない。そのためには、自らが加害者として行っている人権侵害を解消しなければならない。特に被告日弁連は、自ら基本的人権の擁護を崇高な使命と宣言し、国連の人権擁護活動を積極的に展開する（甲21-4～8）。にもかかわらず被告日弁連を含む被告四会は、附則 8 9 条を根拠として鼎立解消義務を否定しているが、その姿勢は国際人権秩序に違反する。

ウ 被告三会は鼎立を「意志の疎通が円滑にいかない」とか（甲8-2）、「気風の違いいというようなもの」（甲8-3）と説明する。国際社会でも同様な自己紹介をするのであろうが、真の理由は人格差別にあることは容易に判明するであろう。自己紹介での虚偽説明によって、国際社会における日本の弁護士会の信頼は根底から失われることになる。被告三会の会長3人が、国際社会に出ていけばいくほど、不信感を募らせることになる。自己紹介も満足にできない組織を司法機関として認めることは、日本全体の人権意識に対する国際社会の信頼を失うことに他ならない。憲法がその前文で掲げた理念（「平和を維持し・・専制と隷従・・を地上から永遠に除去しようとする国際社会において名誉ある地位を占めたい」）に反するとして国際社会から軽蔑されるにちがいない。附則 8 9 条は、国内だけでなく諸外

国の信頼をも損ねている。

エ 首都東京という日本の中心において、弁護士制度の矛盾と混乱を象徴する被告三会の鼎立は、憲法や人権条約が求める司法秩序に違反している。経過規定としての機能を終えた附則 8 9 条が、それを超えてさらに例外規定として機能することは、会員の人権を侵害し、憲法・国際条約そして弁護士法の規律を崩壊させる。従って附則 8 9 条は無効と言わねばならない。

第 6 原告らの損害

1 不必要な会費負担（積極損害）

- (1) 被告三会の会費はそれぞれ月額 1 万 6 0 0 0 円である。会員は日弁連会費 1 万 2 3 0 0 円を合算した 2 万 8 3 0 0 円を負担している。そのほかに入会年度を区分して会館特別会費が上乘せされる（但し会館特別会費は終了予定）。弁護士会の会費は会員にとって不可欠な義務であり、その未払いは懲戒事由となるし、滞納が続けば最終的には除名となる。
- (2) しかし被告三会は各会ごとに会長や副会長を擁立しそれぞれに報酬を支払っている。また事務手続も別々とするため嘱託弁護士、事務職員らの人件費も各支出している。総会・委員会の費用、コンピューターやホームページを含む事務費、図書室費用なども重複している。被告三会がバラバラなために生じる無駄を賄うために、原告らは余分な会費を負担させられている。被告三会の各決算書（甲34-1～3と甲40）によって無駄な経費を算出すると本書添付の「合併懈怠による積極損害計算表」のとおりである（原告準備書面(2)p7の計算を詳細に再計算した）。
- (3) 無駄な経費総額は17億4314万円に登る。それを23,564名の会員で割り、さらに12で割ると月額6,164円と計算される。すなわち原告ら会員は毎月6,164円分の積極損害を蒙っている。

2 合併による収入増加に伴う会費の減額利益（消極損害）

被告三会が合併すれば、大阪弁護士会が単一会で行っているように法律相談業務も単一で実施できる。現在会館で行っている各種相談事業もひとつの組織で展開できるので知名度も信頼も増すことになる。また 2 3 区の法律相談も単一会の運営によって公共団体と直接協議して円滑に進めることができる。さらに東京地裁立川支部に対応する単一の支部を設置すれば、なんの混乱もなく法律相談業務などの展開が可能である。かように法律相談業務の飛躍的な充実によって会の収入も増加することが予想される。

また現在被告三会は会館を別々に占有している。理事者室、事務員室、会委員控室などすべてバラバラである。唯一、共同なのは被告東弁と二弁の合同図書館だけである。それとて被告一弁は別途に図書室を開設している。被告三会が統合すれば、現在の東弁が使用するスペースだけで会の運営は十分に可能であるから、現在被告

一弁や同二弁が使用する約2000坪（甲25）を有効利用することができる。常設の後見や仲裁の特別相談や、企業法務や外国人のための相談室などに利用したり会員室を広げて会員をサポートするとか、司法制度の歴史展示室にすることもできる。また一部を日弁連や法テラスなど関連団体に提供することもできる。会館スペースを有効活用することにより、会の収入増を見込むことも可能である。

かように法律相談事業の充実や会館スペース有効利用による会の収入増によって、会員の会費負担額の減少が見込まれる。

3 慰謝料

（１）原告らは東京で弁護士業務を続ける限り被告三会の分裂体制の構成員を強いられる。それは内部紛争が昂じて人格差別思想を理由に秩序が混乱した組織体である。このため原告らは思想信条の自由、人格権、平等権、公務員選定の権利、秩序ある司法組織に帰属する権利などの基本的人権を侵害される。また被告日弁連が弁護士会の人権侵害行為を救済すべきところ、人権侵害行為を黙認し、なんらの改善措置をとることもしない。被告日弁連にも無視されている原告らの精神的苦痛は甚大である。

（２）鼎立による会員の損害でもっとも重要なのは信用の失墜である。国民にとって鼎立組織は、人権擁護（法1条1項）を使命とする弁護士が人格差別を行っているとししか映らない。社会正義の実現（法1条1項）が使命なのに自治権を濫用して人権侵害に利用しているとの反感を抱かせる。社会秩序の維持（法1条2項）に努力すべきなのに、公の秩序を崩壊させ、法律制度の維持改善（法1条2項）に反して弁護士法を腐敗させていると批判される。これらの国民感情は、弁護士の信用を根本から覆すに余りある。被告三会の鼎立は、まさに弁護士の「品位を失うべき非行」（法56条）に該当する。このまま鼎立が放置されれば、国民の弁護士に対する信頼は崩壊し、回復しがたいことになる。原告ら会員が蒙る信頼失墜の損害は重大かつ回復不能である。同様に国際社会からも、日本は非人権組織を司法機関として公認しているとして、不信感を増大させることとなる。

（３）鼎立弁護士会が行使する懲戒権は、人格の優劣思想を中核とする組織や分断を肯定する組織によって行使されるから、恣意的運用の危険がある。また被告三会は、自らが公的組織であるとの自覚が乏しいために、懲戒権行使においても「仲間内の論理」を優先するおそれ強く、公正な運用が期待されない。

（４）現行法は、「弁護士会の自治を認めたこと」など「従来の弁護士階層の希望をほとんどすべて実現した」、その結果「弁護士は制度的には判検事より低く扱われることはなくなった」「それと同時に弁護士は、そして弁護士会は社会に対して大きな責任を負うこととなった（甲6p147～）。ところが、被告三会は人格優劣による分裂という遺物を引きずっている。それは、現行法が構想した裁判所、検察庁と並びたつ弁護士会という司法秩序そのものを空洞化させることである。被告三会は、弁護士

や弁護士会の自律を守っている現行法を骨抜きにしている。それは会員にとって極めて重大な損害である。

以上の（１）から（４）の原告らの精神的苦痛による損害額は少なくとも月１万円をくだらない。

４ 請求額

原告らの損害は積極損害が月額６,１６４円、それに消極損害を加算し、慰謝料１万円を合算すると合計月額１万６,５７２円以上となる。原告らはこのうち月額１万円を請求する。

第７ 請求のまとめ

原告らの請求をまとめると次の通りである。

１ 訴状記載請求の趣旨第１項

（１）現行法は弁護士会は例外なく地方裁判所管轄区域ごとの設立と定めたが（３２条）、附則（８９条１項２項）によって被告三会の併存を認容した。この附則は経過規定であるから、法制定から７５年経過しもはや効力を失っているので、被告三会は法３２条に従い鼎立を解消しなければならない。また附則８９条が被告三会の併存を永続的に認容するのであれば、会員の人権を侵害するから違憲無効である（人権侵害の内容は前記第５のとおり）。従って被告三会の各会長は、合併又は解散の合意を成立させ、その合意の承認を求める総会を開催する責務がある（法４３条１項の準用）。弁護士会には自治権が保証されてはいるが、人権を守るべき弁護士会自身が所属会員の人権侵害を行い、その是正を現行法制定後７５年にわたり放置したばかりか現時点でも併存解消の責任を自覚していない。被告三会はその鼎立解消処分を懈怠していることは明らかであり、それは被告三会の裁量権の範囲を超え又はその逸脱に至っている（同条第５項）。

また監督官庁である被告日弁連も被告三会の人権侵害を放置し、救済を求める原告らの求めも無視している。原告らは被告三会の鼎立解消処分に法律上の利益を有し（行訴法３７条の２第３項）。被告三会の不作為によって重大で回復困難な損害を蒙っている（同条第１項前段）。監督官庁である被告日弁連が監督を放棄している以上、他に適当な方法がない（同条第１項後段）。よって原告らは請求の趣旨１（１）の判決を求める。

（２）被告日弁連は、基本的人権擁護を使命（法１条１項）とする弁護士の業務のため、弁護士会の指導、連絡及び監督を責務とする（法４５条２項）。被告三会は人格差別によって鼎立しその状態を解消しないために、原告ら会員らの人権は侵害されている。従って、被告日弁連は、被告三会に対し、鼎立を解消して管轄区域ごとの弁護士会を設立するように指導し、監督する義務がある。にもかかわらず被告日弁連会長は、原告らの救済要請（甲２７-１）を無視し、本訴においても原告らの救済請求も否定する。

逆に被告日弁連は、被告一弁が「會記」を会則とすることや「會記」の趣旨を宣誓させる会則改正を承認するなどして、被告三会の鼎立維持に積極的に加担している。その結果、原告らは、回復困難な重大な損害を蒙っており、司法救済以外にその解決を求める手段がない。よって請求の趣旨第1（2）の判決を求める。

2 同第2項

被告四会と原告ら会員は強制加入団体とその一員という公法上の関係である。被告四会は、附則89条によって被告三会の鼎立は認容されていると主張し、鼎立を解消する責任を認めていない。しかし、附則89条は経過規定でありすでに期間が経過しているし、例外規定とするなら憲法や国際人権条約に違反して無効であるから、被告三会の鼎立は法32条に違反する。裁判所によって被告三会の併存が法32条に違反する旨を確認する判決がなされれば、被告日弁連の監督の下で、被告三会がその鼎立を解消することとなる。原告らの人権侵害解消のためには裁判所による違法判断が適切でありかつ現実的な利益がある。

3 同第3項

- （1）被告四会の会長は強制加入の原告ら会員に対する関係では公権力の行使に当たる公務員である。被告一弁会長は、その会員に人格優越思想を内容とする「會記」を会則と定めて宣誓させ、その思想を強制する。また鼎立を堅持することによって被告三会会員全員に鼎立状態を強制する。被告東弁会長や同二弁会長は、併存状態を解消する責務があるにもかかわらず、それを肯定して鼎立強制に加担している。被告三会会長らは附則89条は憲法や国際人権条約に違反して無効であるから、被告三会の鼎立は法32条に違反する。従って、鼎立解消は被告三会会長の責務であるところ、その責務を懈怠している。この懈怠は、原告ら被告三会会員の思想良心の自由や平等権や人格権を侵害する加害行為である。
- （2）被告日弁連は、監督官庁として被告三会がその鼎立を解消するように指導・監督する責務がありながら、その責務を否定し、被告三会の鼎立状態を追認し、被告三会と共同して、原告ら会員の人権侵害を行っている。
- （3）原告ら会員の損害は、積極損害として月額6,164円、慰謝料として月額1万円それに消極損害も加算されるので、月額16,164円を超えている。原告らはその損害の内、月額1万円を国家賠償法1条1項、同4条により準用される民法719条1項に基づき請求するとともに、訴状送達の日から東京地方裁判所管轄区域ごとの弁護士会設立に至るまで1ヵ月各1万円の割合による遅延損害金を請求する。

（以上）